

スカンジナビア・ルート： 北欧型福祉国家の特性と展開

高 橋 瞳 子

目 次

はじめに

1. 北欧の福祉社会と国家
2. 社会政策と文化
3. 福祉国家と温情主義
4. 平等と連帶、そして選択の自由へ
5. 「緑の福祉国家」モデル

結語

はじめに

スカンジナビア・ルートは、北欧型とも呼ばれる一群の福祉国家に共通する類似点として議論されてきた。一方、近年の日本の社会政策研究においては、スカンジナビア・ルートは、男女の就労支援と介護の社会化による「社会全体で支える」脱家父長制化であり「投資としての福祉」戦略を指す¹⁾。脱家父長制化とは、具体的には、育児や高齢者福祉のケア労働をインフォーマル・ケアに大きく依存する「女性頼み」からの脱却を意味する。日本の「スカンジナビア・ルート」論は、主に日本にとっての福祉国家の方向づけについての問題意識を出発点として、主に、現在から近未来についての福祉戦略や社会政策の選択肢の一つとして議論されている。一方、北欧諸国にとってのスカンジナビア・ルートとは、20世紀後半から今日にかけての産業化とポスト産業化社会の展開への対応として摸索され培われてきた福祉社会の在りようそのものであり、すでに歩んで来た道程あるいは一定の時点での到達点ともいえる。しかし、スカンジナビア・ルートが示唆する「北欧らしさ」については研究者の見解は分かれている。また、21世紀に入り、北欧諸国的一部では景気が回復したにもかかわらず長期失業者問題が克服されない状況もみられ、スカンジナビア・ルートにも多元化などの変節が見受けられる。このような変容や変節をどのように評価するかという点についても、研究者たちの間で特定の統一見解があるわけではない。

社会政策を通じての政府の役割とその変化、社会政策の基調としての価値規範と価値觀

についての多元主義からすれば、北欧型を社会民主主義レジーム等の一つのカテゴリーによって一元的に扱うことには限界がある。それでも、スウェーデンについては、「福祉国家スウェーデン、あるいはその社会政策は、スウェーデン社会民主主義運動と一体の関係にあるということは、世界的な定説である」というGösta Esping-Andersenの見解は日本の研究者たちにも影響がある²⁾。ただし、近年ではスウェーデン・モデルの限界も議論されている³⁾。スウェーデンの福祉国家およびスウェーデン社会の内外の状況も変化し続いているのであり、社会民主主義や社会連帯といったキーワードや単一の論理だけではスカンジナビア・ルートの在りようを理解することはできない。

本稿の目的は、スカンジナビア・ルートの継続性と変節を解明することにある。そのため、まず、北欧型福祉国家における国家の役割を概観した上で、社会政策の議論における変数の一つとしての文化の意味に注目し、北欧諸国社会政策に方向づけを与えてきた価値規範としての文化について考察する。スウェーデンとフィンランドを具体的な事例として、北欧諸国社会について「北欧らしさ」が語られる時、どのような特性が「北欧らしさ」の核心とみなされてきたかを論考し、北欧型またはスカンジナビア・ルートの議論に明に暗に含意されている文化論的な前提を分析する。さらに、平等と連帯といった社会民主主義の核心としてどのように北欧社会で希求され達成されているかを北欧各国についての統計情報から概観し、また、選択の自由や格差の容認といった今日的な方向性を織込みながら多元化がどのように展開しているかという点について、フィンランドの家族政策の事例から論考する。最後に、1990年代の経済不況を克服した後の北欧において、基礎所得構想が社会政策の最前線で議論されていることにも注目し、この構想の基本的な価値規範を研究し、北欧におけるスカンジナビア・ルート論にとっての意義について考察する。

本稿でいうスカンジナビア・ルートという表現は、スウェーデン、ノルウェー、デンマーク、フィンランドの北欧4か国における福祉国家の展開を意味している。ただし、スカンジナビアとは、狭義の地理的な意味では、スカンジナビア半島にあるスウェーデンとノルウェーを指す。言語圏としてのスカンジナビアは、スウェーデン、ノルウェー、デンマーク、アイスランドを指し、フィンランドはスウェーデン語を第2公用語とするが、第1公用語のフィンランド語はフィン・ウゴル系言語でありスカンジナビア言語圏には含まれない。しかし、文化、宗教、社会制度、社会政策、生活形態等の側面からみれば、フィンランドは明らかに他の北欧諸国との共通点や類似点をもち、スカンジナビア・ルートあるいは北欧型福祉国家の議論の対象に含まれる。スカンジナビアよりも北欧(Nordic)と表現する方が、地理や言語の範疇としてのスカンジナビアと混同されるリスクは小さいが、実際に、北欧諸国社会あるいは北欧型福祉国家についての議論では、スカンジナビアという言葉が北欧とほぼ同義として用いられることが少なくない。

1. 北欧の福祉社会と国家

北欧諸国社会の共通項としてしばしば指摘されるのは、社会保障における包括性と普遍主義、社会的・経済的な平等の追求と達成、社会政策における政府の強いイニシアティブと計画性、共働きを基調とする社会での家庭と仕事の両立への社会支援、各種の社会サービスの充実の結果としてのサービス国家化といった諸点である⁴⁾。グローバリゼー

ションやEU統合の進展によって、こうした北欧らしさも試練と危機に直面しているとして、特に完全雇用といった従来のケインズ的福祉国家の目標からは、北欧諸国も実質的に撤退を余儀なくされているという指摘もある⁵⁾。北欧の社会政策研究者たちの間では、社会政策の企画、策定、実施についての政府の責任と役割は自明とされがちであり、この点についてとりたてて疑義が示されることはある。それほど、北欧の福祉社会と国家は互いに密着してきたともいえよう。例えば、家族政策との関連で、Anne Lise Elingsætterは、北欧では仕事と家庭の両立に伴う緊張が国家の政策により緩和されてきたと述べ、福祉国家の役割について肯定的な評価を示している⁶⁾。また、北欧の福祉国家は、市民運動や草の根レベルからの要求や批判の声を体制内に吸収し、組み込みながら発展を遂げてきたという側面もある。北欧型福祉国家でいうところの「福祉」は、社会福祉という、いわゆる狭義の福祉にとどまらず、むしろ市民生活を網羅する社会サービスの実現によって広義の福祉として位置づけられている。とりわけ、就労と育児の両立支援および介護の社会化が社会サービスの核心であり、北欧の福祉国家について、しばしば「女性に優しい」あるいは「国家フェミニズム」といった特性が語られてきた。

このような社会サービスの整備と充実によって、北欧の福祉国家は「サービス国家」化を遂げているが、この背景には、在宅介護サービスや障害者福祉サービスのように、民間団体による先駆的な福祉サービスへの取り組みを、公共部門が政策として制度化し普遍化させてきたことが指摘できる。こうした福祉社会において、公と民の関係は対立的よりもむしろ調和的と言っても過言ではない。市民団体は公に登録すれば政府からの財政支援の対象になり得る法人格を獲得でき、政府の政策についての批判や反対意見の有無にかかわらず、政府からの財政支援を得て雑誌などを刊行している登録団体も少なくない。フィンランドでは、大学の研究者たちが結成している学会も多くがこの種の登録団体であり、民間とされる団体のうち9割が政府からの財政支援を主要な財源としている。

一部には、国家を含め福祉社会における権力関係や抑圧に注目し、福祉国家そのものについても礼讃よりは批判的な眼差しを向ける研究者たちもいる。Michel Foucaultは、1955年から1958年にかけスウェーデンのウプサラ大学で教鞭を取ったが、彼にとってスウェーデン社会は自由な社会ではなく、むしろ均質化への圧力が強く制約の多い社会と映ったようだ⁷⁾。その後のFoucaultの権力論の展開を待つまでもなく、北欧型福祉国家は、市民生活にとって不可欠な支援者あるいは協力者としての役割だけでなく、市民生活への深い浸透を通じての管理者として的一面も併せ持っている点に留意しなければならない。光と陰のいずれか一方だけに注目して、理想化あるいは批判に終始するのであれば、建設的な議論は期待できないであろう。国家についてどのような期待や警戒を抱くかは、研究者を含めて個人の体験や信条によるところもある。国家の権力性や抑圧、暴力性を懸念する人々にとっては、北欧型福祉国家がどのような成果をおさめてきたかに關係なく、国家はあくまで国家であり警戒を解くべきでないという国家嫌いを克服することは困難であろう⁸⁾。

北欧諸国では、社会保障番号制度が導入されて久しいが、日本で聞かれるような国民総背番号制度についての否定論や批判論は皆無に等しい。北欧では個人情報の保護について厳格な法制度があり、既に長年にわたって社会保障番号制度が機能し市民生活に浸透しているため、社会保障番号制度についてメリットは語られても、全体主義国家による市民生活の監視や管理についての憂慮や非難は皆無に等しい。個人情報の漏えいのリスクはつき

まとうが、それにも増して、8桁の社会保障番号⁹⁾によって社会保障、医療、教育、税制など広範な行政事務の統合が進み、「一つの窓口の原則」とも呼ばれる行政窓口の簡素化と合理化が実現していることで、市民が実感できる形でこの制度の意義について社会的合意が得られている。それでも、1980年代には、社会サービスの充実とともに、サービスの主要な供給者である政府（公共部門）とその利用者である市民との関係、特に市民の主体性の問題や、行政官僚の非人間性や非弾力性といった問題についても、社会的関心が一層向けられるようになった。また、北欧には、高福祉高負担を経済面での国家からの抑圧とみて批判する人々がいるのも事実である。しかし、様々なスキャンダル、危機あるいは批判にかかわらず、北欧諸国では、世論調査が明示しているように、福祉国家による社会保障や社会サービスは一貫して市民たちの高い支持を維持している。

2. 社会政策と文化

英国の研究者John Baldockは、社会政策や福祉国家の展開を文化の視角から論じる上で興味深い議論を提供している。文化について「一つの共同体で分かれ合われている考え方、価値、行動規範からなるもの」と理解するならば、そうした考え方、価値あるいは嗜好の範囲はほぼ無限なまでに広く、社会組織の特定の側面についてのまとまった考え方としてのイデオロギーよりもはるかに広範な概念である¹⁰⁾。英国の社会政策研究では、文化を社会政策にとっての根拠とするよりは、むしろ文脈（コンテクスト）とみなす見解が主流であり、文脈としての文化は社会政策の効果を阻害しがちなステигマに結び付けられ否定的にとらえられてきた¹¹⁾。例えば、Richard Titmussは、社会政策は社会の価値をも変えることができ、価値を変えるように用いられるべきだと考え、社会政策を近代的な社会改良・社会工学プロジェクトとみなしした。また、福祉の実状についての研究の多くは、地域、制度あるいは専門家たちの文化が本来の政策意図を損なう恐れがあることを指摘してきた。ただし、地域性や組織の文化の影響についての研究には、政策科学の研究にありがちな特徴として、制度面に注目し、行政や専門家たちの慣行や文化を主な研究対象としてきたために、社会サービスや給付の利用者側の行動を十分に解明してきたとは言えないという限界があり、組織の社会学が実際の政策策定や実施に及ぼしてきた影響は微々たるものであったとされる¹²⁾。

近代的なプロジェクトとしての社会政策や福祉国家が理想とするところは、体制化された宗教、大衆政治あるいは現時点で受容されている嗜好や振る舞い方のような既存の文化的な産物ではない。近代的な思考は、限界を呈している現在の文化や偏見を克服しようと努め、常にエリート主義的で進歩性を自覚しているものである¹³⁾。モダニティとは、先祖や過去の権威への信仰から脱却し計画された将来へと方向づけられた社会秩序であるが、モダニストたちが予見可能と考えたモダニティは達成されたことはなかったとされる¹⁴⁾。確かに、大衆・日常の文化は、「不合理な」宗教的、国粹主義的、迷信に満ち差別的な思考形態によって展開しているが、モダニスト思考はどのような分野においても正統とされ体制化された伝統的な文化を投影するのではなく、むしろ否定し覆すことに努めるものであった。Baldockは、広範な嗜好の総括としての大衆の文化は、政治的または経済的危機といった例外的な非常事態を除いては、福祉国家の構築や体系的な改革にとっての基調ではないとし、広義の文化は福祉国家にとって根拠でも支持の文脈でもないと結論づけている。

Baldockが示したように、近代的なプロジェクトとしての福祉国家の文化的な基盤は、合理的で専門知識を備え、より良い将来を指向するエリートの文化であって、啓発されず非合理的な思考を再生産しがちな大衆の文化ではないようだ。ただし、社会改良へのテクノクラートたちのイニシアティブと能力についての評価や信頼の度合いは、社会によって分かれるところである。テクノクラートが繰り返し批判されながらも政府による社会政策への社会の依存度が高い北欧社会では、Baldockが英国について指摘しているほどには、エリート対大衆の対立・緊張関係はない。以下、スウェーデンを中心に考察を続ける。

Arthur Gouldは、社会政策の変化を特定の政治的、制度的、文化的な緊張関係の中で競合する諸勢力の振幅としてとらえ、社会構造と文化とをモダン、ポストモダンの概念に結び付け、スウェーデンの福祉国家の形成と展開にとっての主要な文化的要素として、合理性、秩序、自律、節酒を指摘している¹⁵⁾。この観点からすれば、スウェーデンの福祉国家は、資本主義経済の不安定さを安全、社会的公正と平等といった関心において調節している秩序ある社会を創造する試みであったとする見方が可能であり¹⁶⁾、福祉国家のための政策や計画は社会科学研究のもとで組織化・体系化されていった。「国民の家」(folkhemmet)としてのスウェーデン福祉国家の創設へ向けて、官学産が国家戦略のためのテクノクラートとして連携してきたとも言えよう。また、スウェーデンの福祉国家の発展についての説明では、しばしば社会民主党と労働運動（労働組合）のイニシアティブや影響力が強調されてきた。Water Korpiの権力資源論やEsping-Andersenの福祉レジーム論は、スウェーデンの政策形成過程における社会民主党と労働組合の役割の重要性への関心と共感を基調としているといつても過言ではない。一方、Noman Ginsburgらは、社会民主党や労働組合以外の利害グループ、市民運動、中流階級の役割の多元的な影響に注目しながら、スウェーデンの福祉国家を研究してきた¹⁷⁾。Gouldにとっては、スウェーデンの福祉国家が究極のところ、どのような社会や人間の在りようを求めて政策や計画を企画・実施してきたか、また、近年どのような変化に直面しているか、という福祉国家の原理としての価値規範とその変節が中心的な研究課題である。Gouldの問題意識は、とりわけ1990年代以降のスウェーデンでは、世界経済の動きやEUなど主要な国際組織といった外部からの圧力や、国内の右派勢力や財界からの内部の圧力を受けながらも、福祉制度そのものの変化は比較的小さいという点に集約され、福祉制度の基調自体を変化させることへの抵抗について、政治的、制度的、文化的な側面から分析を試みている¹⁸⁾。

Gouldの論考では、スウェーデンの福祉国家の基調そのものはほとんど変化しておらずスウェーデン社会における社会規範としての文化的特性も今日まで維持されているという理解から、スウェーデンでは社会倫理・規範の源泉としての国民文化こそが福祉国家の一貫性の根拠であるという結論に至っている。ここでいう国民（大衆）文化とは、Baldockが上述のように英國の事例を通じてエリート文化との対照から描出した不合理で啓発されていない文化精神ではない。むしろ、秩序、制御、自己抑制、節制、予見性、合理性といった価値体系を指すものである。Gouldは、ギリシア神話のアポロ（Apolo）とディオニソス（Dionysus）の対比に言及しつつ、スウェーデンの文化的基調をアポロ的と規定し、グローバル化の進行する世界経済がもたらすディオニソス的な渾沌、過剰、突発性、非予見性との対立を指摘している。アポロ的なモダニティを生産、合理性、安定、制御に、ディオニソス的なポストモダニティを、消費、非予見性、自由とにそれぞれ関連づけながら、Gould

は、スウェーデン人たちが築いた社会とはテクノクラートたちが人々の生活をほぼ完璧なまでに計画することを保障するアポロ的な社会であったと考える¹⁹⁾。

Gouldの見解にとって最適の具体的事例は、EU統合の影響下で部分的な自由化や規制緩和はみられても、基本的には依然として制限的な方向（restrictive line）を堅持しているスウェーデンのアルコール飲料・麻薬政策である。事実、アルコール飲料・麻薬政策については、1995年にスウェーデンと同時にEUに加盟したフィンランドでも同様の傾向がみられる。フィンランドもスウェーデンも1920年代には実際に禁酒法が施行されていた経験があり、酒類の製造や販売は長らく国営企業の独占事業とされている。90年代後半には、酒類の輸入や酒造について部分的には規制緩和が実現したが、独占的な国営企業の存在や酒類への累進課税の存続は、酒類の消費に対して基本的には制限的な国の姿勢が維持されていることを物語っている。スウェーデンやフィンランドでは、健康であることは市民にとって権利でもあり責務でもある。健康であること、摂生の意味について理解し自律することが、社会の規範となっているといつても過言でない。食生活や生活慣習から、住宅環境や健康管理としてのスポーツに至るまで、身体に良い、健康に良いといったことが強く意識される社会もある。

Gouldは、スウェーデンの福祉国家の特性との関連でスウェーデン人の文化特性を論じてはいるが、スウェーデン人やスウェーデン文化についての単純なステレオタイプに同調しようとはしていない。Åke Daunはエスノグラフィックな研究から、対立や感情を露にした口論への強い拒絶感、コントロールされた行動と感情、穏やかに話すことへの選好、秩序や時間厳守、真面目さと合理性、規範を緩和したり感情を表現する機会が限られていること、といった傾向が強い点を指摘しているが、スウェーデン人気質はバリエーションにも富んでいる点にも注意喚起している。Daun自身、「合理性への信奉はますます挑戦を受けるであろうし、結果的には混乱が拡がるであろう。『壮大な近代化プロジェクト』、つまり、生活の質と内在的な合理性を兼ね備えた近代的で思慮深い福祉国家の創設を信じ難くなる者がますます多くなるであろう」と述べ、スウェーデン人気質が不变であるなどとは考えてはいない²⁰⁾。

こうしたGouldの文化論アプローチからのスウェーデンの福祉国家についての理解によって、専ら政治や制度面からのアプローチでは見落としがちな価値規範レベルでの変化や継続性について明示的に考察することができる。しかし、筆者はGouldとはいいくつかの点で見解を異にする。アルコール飲料・麻薬政策はスウェーデン福祉国家がスウェーデンらしさを維持していることを示す上では格好の事例である。それでも、自由化や規制緩和についてスウェーデン政府は確かに多くの留保をつけている一方、酒類の消費量をみればワインなどアルコール度数の低い飲料を中心に消費は90年代には拡大しており、消費者（市民）レベルでは明らかにディオニソス（ローマ神話ではバッカス神）化が進行している。Balcockが指摘したように政策研究に不足しがちな市民や消費者の立場に关心を向けるならば、現在のスウェーデンやフィンランドでは、制限的なアルコール飲料政策と消費についての規制緩和への国内外の圧力との間には乖離が生じている。

家族政策との関連では、Gouldは女性の社会的地位やジェンダー平等の達成度について検討はしているが、議論の中心は女性雇用にとっての福祉国家の意義、女性と政治、ジェンダー平等への脅威としての新自由主義の台頭やEU統合といった諸点であり、ここでも

制度や政策の展開が主である。家族政策をはじめとする社会政策がその対象とする家族の変貌や多様化については自明とされているのであろうか、とりたてて議論されていないが、スウェーデンやフィンランドでは家族規範が1960年代を境に大きく変化している点が議論されないのは何故であろうか。家族規範の変化と家族の多様化は、北欧の福祉社会の主流を占める中流市民の生活様式を語る上で看過できないものである。規範としての婚姻制度の影響力の低下、婚外子や離婚の一般化を上述のアポロとディオニソスの二分法だけから議論することには無理がある。現代の家族の在りようからすれば、スウェーデンやフィンランドは、20世紀前半のように婚姻と家庭生活とをほぼ同義とみなし、私生活面での秩序と安定を家族の社会的な存在理由としてきたアポロ的な社会でないことは明らかである。家族の在りようは既に渾沌、過剰、突発性、非予見性を特徴とするディオニソス的社会の様相を呈していると考えられる。あるいは、第1子が婚外子となる確率やカップルの離婚や離別の確率が高いという現況からすれば、ディオニソス的な渾沌や非予見性の過剰によって、婚外子や離婚・離別の予見性が高まり、逆説的に再びアポロ的な社会に至っているともいえよう。

アルコール飲料・麻薬政策のように政府による酒類や麻薬といった物品に対して直接的な規制や制限が実際に可能な分野とは異なり、家族規範など私生活領域では政府が市民に立ち入った指導を行う範囲や可能性は限られている。ただし、一般市民の私生活領域ならば、すべて温情主義的な福祉国家の管理や監督から自由であるかと言えばそうではない。福祉国家がその近代化プロジェクトを進める段階では、市民個人の能力、資質、生活様式が適切かどうかを管理・監督の対象となり、福祉国家による障害者への不妊措置は、こうした温情主義的な福祉国家がアポロ的な社会の過剰に至る時、人間の質の管理にまで至り得ることの具体例である。

3. 福祉国家と温情主義

北欧で国家のイニシアティブの下で社会福祉政策の一環として過去に実施された（強制）不妊のケースは、1997年半ばに国際的に報道され、国家権力の濫用による社会的弱者への基本的人権侵害のスキャンダルとして紹介された。不妊手術を受けた者はスウェーデンで6万人、デンマーク6千人、ノルウェー4万人の合計10万余、このうち9割以上が女性であったとされる。北欧諸国では不妊処置に関する法律の導入は、デンマークで1929年、ノルウェー1934年、スウェーデンとフィンランドでは1935年であった²¹⁾。スウェーデンでの6万件以上に及ぶ不妊手術の事実と、これら被害者の多くが国から補償金を支給されていたことは、スウェーデン国内では既に1980年代半ば頃からマスメディアが報じていたが、1990年代に入りスウェーデンのラジオ・ドキュメント番組『淘冶されたスウェーデン人たち』を通じて一層広く知られるところとなった²²⁾。1997年にこの情報は当初スウェーデンの主要日刊紙*Dagens Nyheter*に掲載され、さらに英語圏のマスメディアを通じて世界（日本を含む）に広く知られるところとなった。ジャーナリズムが好奇心の矛先を向いたのは主にスウェーデンであるが、北欧諸国をひとまとめに扱うことは不適切である。報道の焦点が不妊手術の対象者の基本的人権侵害におかれたのは当然であるが、この論調からは個人の生活に強権的に介入する北欧の福祉国家の影の部分が専ら強調され、あたかもスウェーデンでの不妊手術がすべて強制であったかのような誤認が生じがちである。

法律制定者によれば、スウェーデンの法律は強制不妊に関与するものではなく、法律上能力を有する者について当人の合意なしには不妊手術を行うことはできず、手術の強制も禁じられていた²³⁾。1933年にドイツで成立した不妊法はスウェーデンでは追随すべきモデルとはみなされず、スウェーデンの人口問題審議会は1936年にドイツの事例を検討した際に、「ドイツの法律と同程度にまで当事者の同意なく不妊手術を認めることは、スウェーデンにおける公正の概念とは相容れないものであろう」という見解を示していた²⁴⁾。しかし、当人の合意という基本原則が適用されるには、法律上能力のある者であることが前提とされている。実際には、スウェーデンの不妊法では、法律上無能力とされる者については当人の同意に関する条項は適用外とされ、子どもを養育できない場合（社会的な指標）、または、遺伝学的な欠陥のために精神病や精神薄弱を伝染させる恐れのある場合（優生学的な指標）について、当人の同意なしの不妊手術が認められていた²⁵⁾。

スウェーデンでこのような法律が支持を得た社会的背景として、1930年代前半の人口危機に関する議論の盛り上がりと優生思想の社会政策学者への影響とが指摘される。19世紀末から20世紀初めに急速に近代化を遂げていったスウェーデン社会では、1934年には世界で最も低い出生率を記録した。Gunnar MyrdalとAlva Myrdalは、共著『人口問題における危機』(*Kris i befolkningsfrågan*)において、人口問題と家族問題を社会経済的な文脈に位置づけて論考し、社会・経済改革の必要性を説いた。彼らは決して人種差別論者ではなく、人種論的な優生思想を避け、人口問題への対処のためには根本的な社会制度の改革が必要だと指摘している。こうした議論との関連で、Myrdal夫妻は、発達障害や精神病などの欠陥のある人間の数や割合が増大するリスクを危惧し、スウェーデン社会が効率を重視する近代産業社会に適応するためには人間の質が重要な課題であると考え、欠陥のある者への不妊手術は避けられないという結論に至ったのである²⁶⁾。この結論は、出生率が低下する中、生活・医療水準の改善によって出生児の死亡率が下がり、発達障害の子どもの生存率も上昇しつつあったスウェーデン社会の状況とその未来について、Myrdal夫妻が近代的合理精神による冷徹な考察の末に至ったものと考えられる。

上野千鶴子は、福祉国家は原資に限りがあるため、メンバーシップの制限、すなわち、排外主義と親和性があり、さらに福祉の受益者の質・量も伴うと指摘している²⁷⁾。しかし、福祉国家のメンバーシップについての制限や排除は、資源の再分配上の問題だけに起因するものではないであろう。Myrdal夫妻の懸念は、スウェーデン社会の近代化プロジェクトの達成の可否が効率や合理性への適応による以上、効率的でない一部の市民たちが増加し健常者の割合が低下するのであれば、スウェーデンは近代社会の要請に適応し得なくなるという点であったと考えられる。それでも、スウェーデンの福祉国家建設における指導的な役割からすれば、Myrdal夫妻に対して専ら非難ばかりするのはバランスを欠いた見方であろう。Myrdal夫妻の著作『人口問題における危機』は、当時のスウェーデン政府の社会改革構想パッケージに影響を及ぼし、出生率の低下への政策対応として児童手当制度が1935年に創設されたという点で歴史的に大きな意義をもつものもある。

スウェーデンをはじめとする北欧の福祉国家の初期の発展段階では、健常者の視点からみた効率と合理性の論理がまかり通っていたようだ。個人の尊厳や人権といった観点からすれば、近代化プロジェクトとしての福祉国家制度の創設期においては、近代社会のメンバーとしての個人は健常者であることを暗黙の前提としていたと考えられ、その範疇外の

障害者についての理解は不十分であった。しかし、こうした（強制）不妊という不幸な歴史的な事実から、北欧型福祉国家を全面的に否定することは適切ではない。1950年代後半以降の障害者福祉において、デンマークのバンク・ミケルセンが特に知的障害者の処遇改善の必要性を説きノーマリゼーションという概念を提唱したことは世界的にも広く知られている。スウェーデンでは、既に1946年に心理学的に、身体障害者への生活条件、教育、雇用支援などのノーマリゼーションの意義が認められ、基本的な市民としての欲求（対等、平等な処遇）も政府見解として認められるに至った²⁸⁾。スウェーデンは、1985年の法改正によって巨大施設から訣別し、すべての知的障害者を含む広範な支援を必要とする人にも普通の地域で生活する権利が認められている。

このように、隔離的な施設福祉への反省と改善に積極的に取り組んできたのも北欧型福祉国家の特徴である。また、スウェーデンでは、実質的に強制不妊手術が行われていた事実を国が認め、被害者たちへの国家賠償も実施されている。不妊手術事件は、今後も北欧型福祉国家の禍根として語り継がれるであろうが、それが北欧型福祉国家のすべてではないことは明らかである。

4. 平等と連帯、そして選択の自由へ

北欧型福祉国家が語られる時、民主主義の追求、平等の達成、経済的効率の向上という3つの命題の同時達成という目標がしばしば指摘される²⁹⁾。これらの命題は必ずしも一致するとは限らない。北欧社会における平等の達成は、機会の平等にとどまらず結果の平等をも含み、この点で、経済的効率の向上という経済的命題との緊張が生じる。そして、この平等の希求との関連で必ずといってよいほど言及されるのが男女平等である。20世紀後半の北欧では、男女平等は男女間の連帯の希求として社会階級間の連帯と並んで社会民主主義における主要な課題と位置づけられてきた³⁰⁾。このような社会連帯の一環としての男女平等論は社会民主主義的な政治イデオロギーの表徴でもあるが、ともすると、現実以上に規範化される傾向もある。るべき男女平等・均等と実際との乖離は、北欧社会においても完全に克服されてはいない。この乖離の程度の差をめぐる見解の相違によって、北欧の男女平等について、期待を上回るか下回るか、という評価も分かれることになる。

以下では、北欧諸国においてどのような平等がどのように達成されているのか、あるいは、未達成であるのか、統計データから概観する。特に、社会・政治における女性の参画での達成度は高く、労働市場の状況や家族の在りようも北欧における男女平等の達成度と残された課題を敏感に反映している。

北欧型福祉国家は、ジェンダー・フリー化の進んだ福祉国家、あるいは、さらにその達成度を高めようと努めている福祉国家もある。実際、表1に示されるように、ジェンダーに注目する人間開発指標（GDIやGEM）は世界トップクラスにある。

社会的な影響力や参画の達成度であるエンパワーメントでは、デンマークを除く北欧各國は世界最上位のランクにある。GDI (Gender-related development index) が平均余命、教育水準（就学率と識字率）および所得水準に基づく指標であるのに対し、GEM (Gender empowerment measure) は政治や政策形成・意思決定への参加、経済活動への参加（管理職としての意思決定への参加の度合いを含む）、および所得の男女比に注目する指標である。

国会における女性議員の割合でもスウェーデンを筆頭に北欧諸国は世界最高水準にある。デンマークは、女性議員比率の高さからすれば世界第2位であり、政治参加における男女平等は達成されていると言えるが、GEMでみれば他の北欧諸国から離れて第12位というランクに甘んじている。HDIやGDIが平均余命や所得水準を指数として含んでいるために、女性の平均余命（1999年値）でデンマークは78.8歳と他の北欧諸国の81.0歳から81.9歳の水準を下回っていることなどが、デンマークのHDI、GDI、GEMのランクの低さにつながっていると考えられる。

表1 北欧諸国および主要先進国のGEM, GDI, HDIランク（2001年）および国会での女性議員の割合

GEMランク	GDIランク	HDIランク	国会での女性議員の割合：ランク (%)
1 ノルウェー	1	1	4 (36.4)
2 アイスランド	6	7	6 (34.9)
3 スウェーデン	5	4	1 (45.0)
4 フィンランド	9	10	3 (36.5)
5 カナダ	3	3	34 (20.6)
6 ニュージーランド	17	19	12 (29.2)
7 オランダ	8	8	7 (34.0)
8 ドイツ	15	17	8 (32.2)
9 オーストラリア	2	2	21 (25.3)
10 米国	4	6	58 (13.8)
11 オーストリア	16	16	— —
12 デンマーク	13	15	2 (38.0)
31 日本	11	9	96 (7.3)

(注)GEM, GDI, HDIランクは、UNDP (2001)による。

国会での女性議員の割合は、Inter-Parliamentary Union (25 November 2002), <http://www.ipu.org/wmn-e/classif.htm>による。

表2によれば、16～64歳の労働力人口は男女ともに労働力率が高く、4箇国とも女性労働力率は70%を超えており。

また、1999年の失業率は、1990年代前半に大量失業が発生したフィンランドでは依然として10%を上回っているが、他の3箇国では3%から5%台にとどまっている。

このように、女性の労働力率は高い水準にあり、北欧社会が男女共働きを基調としていることは明らかである。年齢階級別にみた女性労働力は、北欧諸国の場合、いずれも逆U字型のグラフとなる。1960年代に労働市場の需要に引き寄せられる形で既婚・未婚を問わず女性が職場進出を果たして以来、彼女らの家庭と仕事との両立を支援するシステムを整備することが北欧型福祉国家にとっての主要課題であった。また、公共部門は女性労働力の受け皿としても重要な役割を担ってきた。

表2 16~64歳労働力人口の労働率および失業率（1999年、%）

	労 働 力 率			失 業 率		
	総計	男性	女性	総計	男性	女性
デンマーク	76.5	85.4	76.4	5.5	4.7	6.5
フィンランド	66.0	75.9	71.2	10.3	9.8	10.8
ノルウェー	78.1	84.9	76.2	3.2	3.4	3.0
スウェーデン	72.9	79.5	74.8	5.6	5.9	5.2

出典：*Nordic Statistical Yearbook 2000*, pp. 138-140.

表3は北欧4箇国における労働力の分布状況を業種別に示し、女性就労者は約過半数が他のサービス業に従事している点で男性就労者とは際立って異なっている。このサービス業では公共部門の雇用が大きな割合を占めており、女性労働力にとって最大の雇い主は福祉国家だと言われる北欧的な特徴が指摘できる。金融・保険・不動産業や商業およびホテル・飲食業では、男女の労働力分布は4箇国ともほぼ拮抗している。製造業では男性の比率は女性のそれの約2倍であり、建設業に就労する女性は今日でも男性の約10分の1という少数派にとどまっている。農林漁業は労働人口に占める割合そのものが小さくなっているが、ここでも労働力の分布からすると男性が多数を占めている。こうした業種における男女の労働力の不均等分布は、結果的に賃金水準の男女間格差の一因にもなるが、これは正には学校教育の段階での進路選択への介入が必要になり、様々な試みも行われているが大きな成果には至っていないのが現状である。

表3 北欧4箇国における就労状況（業種別分布、1999年、%）

	デンマーク			フィンランド			ノルウェー			スウェーデン		
	全体	男	女	全体	男	女	全体	男	女	全体	男	女
農林漁業	3.3	4.7	1.7	6.0	7.8	4.1	4.5	6.29	2.5	2.5	3.68	1.3
製造業	18.1	23.3	12.2	21.4	28.6	13.4	19.6	21.8	8.3	15.5	27.8	10.7
建設業	6.1	10.4	1.3	6.5	11.55	1.0	6.5	11.1	1.1	5.5	9.7	1.0
商業、ホテル・飲食業	17.9	19.0	16.7	15.5	13.9	17.2	18.2	17.47	19.1	15.4	15.9	14.8
通信・運輸業	6.7	9.0	4.0	7.3	10.0	4.4	7.5	9.9	4.8	6.8	9.3	4.0
金融・保険・不動産業	11.8	11.8	11.8	11.6	11.5	11.8	11.2	12.1	10.2	13.1	14.5	11.5
その他のサービス業	35.7	21.5	52.0	31.4	16.3	48.0	36.5	21.2	54.1	37.0	19.0	56.7

出典：*Nordic Statistical Yearbook 2000*, pp. 156-159.

女性を男性と等しく様々な地位に就かせようとする単純なジェンダー平等化戦略は一見中立なようであるが、実は、ジェンダー平等は決して政治的中立な概念ではなく、異なる価値の闘いである。この闘いは、従来から女性の領域であったケアの責任についての評価の引き上げ、子どもと私たち自身との関係、さらに、ケアの実際に関連する価値体系に関するものである³¹⁾。Knut Oftungは、北欧におけるジェンダー平等についての議論で、時間

と任務に注目する。時間についてのジェンダー平等は男女がそれぞれ何に対して時間を割くかを問い合わせ、時間の観点から平等を論じる際には、様々な責任や義務が比較されるが、問題はそれらの遂行にどれほどの時間を要するかであると指摘している。平等と公平さが問われ、分担についてパートナー間で交渉が行われる時、時間は重要な要素である。パートナーの一方が家庭外での仕事に没頭し、他の一方が家事に専念するのであれば、これも時間についての平等の一つのパターンである。家庭全体のためにという共同プロジェクトへの貢献度という観点からすれば時間における平等に異議を唱え難いが、共同プロジェクトのために同量の時間を費やすことについては、その労力から得られるものと予期せざる結果との関連から問題提起されなければならない。時間だけに注目するのでは、男女が異なる技能や資源を得ることが議論されない。特に、女性にとって自然のこと、あるいは、家族全体にとって有益で合理的なことは、結局は、パートナー間に体系的な不平等をもたらすことになりがちである³²⁾。任務についてのジェンダー平等とは、両性間でかなり平等に任務を分かち合うことを意味し、子どものいる家庭であれば、両親がともに生計を得るために就業し、かつ、育児や家事を平等に分つ責任を負うことを指す³³⁾。パートナーが役割や責任をともに分かち合い同等の権利に至ろうとする考え方を、Diane Sainsburyは、ジェンダー役割シェアと呼び、男性の稼ぎ手やジェンダー役割分離とは区別している³⁴⁾。近年の男女平等政策の展開からしても、北欧諸国が目指そうとしているのは、主として、ジェンダー役割シェアであり、具体的には、産後休業や育児休業への男性の参加を促進させるための政策が展開されている。産後休業や育児休業制度をジェンダー中立的に整備しただけでは、女性の利用率は上昇してもジェンダー役割シェアというパートナー間の分かち合いが自動的に進むことにはならない。

ところで、フィンランドやノルウェーの育児支援政策は、ジェンダー役割シェアという一つのモデルだけを支持しているのではなく、これと併行して、自宅育児手当金制度や民間保育手当金制度なども導入され多元化に至っている³⁵⁾。ジェンダー役割シェアのモデルは、パートナーがともに賃金就労者であることを前提とし、このモデルを支持する社会民主党のイニシアティブによって、産前産後・育児休業制度、休業取得者の職場復帰権、自治体の保育サービス（保育所と保育ママ）などが整備されてきた。しかし、農業を含む自営業を代表する政党（フィンランドでは主にフィンランド中央）は、3歳未満の子どもについて親が自ら育児をする場合にも手当を支給するべきであると主張し、当時の連合政権の与党間の政策調整の結果、自宅育児手当金制度が1986年から導入された。また、1996年には国民連合党の主張によって、民間保育利用者への経済的援助も実現した。このように、スウェーデンを社会民主レジームの代表格とみなす福祉レジーム論が国際的にも脚光を浴びていた1990年代には、フィンランドの家族政策にみられるように、既に少なくとも北欧の一部では、福祉国家の実態とその基調は、旧来の社会民主的な原理だけでは説明されないものになっていたのである。

1980年代後半以降のフィンランドの育児支援策の多元化は、北欧型福祉国家における与党政党間の妥協と調整について新しいパターンを示している。異なる主張を両論併記の形で政策化した結果として、選択の自由とも呼べるようなメニューの多様化が実現している。実際には、選択の自由というよりはむしろ社会階層や雇用形態の違いなどから異なる選択肢に至るのではないかという指摘もある。一方では、現在でもみられるようにジェン

ダー役割シェアのモデルの達成に向けての政策展開があるが、また他方では、パートナー間の均等性や対等性を強調するジンジャー役割シェアとは異なるモデルも許容されている。自宅育児手当金制度の利用者の大半は母親であり、結果的に旧来の母性主義的な育児観とも合致する点で、ジェンダー役割シェア・モデルの支持者からは批判も示されている。しかし、個々の家族の育児についての考え方を尊重し多様な選択肢を提供すること自体は、ジェンダー・フリーに反するものではなくむしろ合致している。ジェンダー・フリーとは、通念としての性別役割分業の枠組みや束縛から個人を解放し、ジェンダーにかかわりなく個人の資質や能力を尊重する考え方である。家族政策のモデル形成では、育児のための時間とお金、そして、保育サービスという3つの要素について様々な組み合わせがあり得、フィンランドの育児支援策の多元化は、これらの要素について政府が限定するのではなく市民の選択に委ねたということである。一方、父親の育児への貢献度を高めようとする男女平等化政策は、固定的な性別役割の弊害を是正することを目標とする点で、固定的な性別役割分業の見直しを進めようとするジェンダー・フリー化の施策の一例である。

ところで、表4に示されるように、北欧各国の家族政策モデルにもばらつきがみられる。デンマークでは、0~2歳児の子どもを保育所に預けて働くケースが他の北欧諸国に比べ格段に多い。これに対して、ノルウェーとフィンランドでは、3歳未満の子どもについては、両親のいずれかが育児休業制度を利用して自分で育児にあたることが多いため保育率は低い。スウェーデンは、これら2つのパターンの中間にある。デンマークでは産後休業は出産後24週間、育児休業は1歳未満児の保護者に26週間、1歳以上8歳までの子どもの保護者に13週間が権利保障されている³⁶⁾。フィンランドでは産前産後休業258日（母親休業105日、両親休業158日）と3歳未満の子どもの保護者への育児休業（および職場復帰権）が保障されている。本稿では北欧各国の家族政策について詳細な分析を展開する余裕はないが、各国の現状からすると一括りに扱うことはできないのは明らかである。

表4 北欧諸国の0~6歳児の保育率と女性労働力率の推移（1990-98年）（%）

	1990年			1995年			1998年		
	0~2歳児	3~6歳児	女性	0~2歳児	3~6歳児	女性	0~2歳児	3~6歳児	女性
	保育率	保育率	労働力率	保育率	保育率	労働力率	保育率	保育率	労働力率
フィンランド	22.9	54.8	73.4	17.4	55.6	69.6	24.4	68.2	69.7
デンマーク	45.6	66.1	—	45.6	79.0	74.3	55.5	88.0	75.5
ノルウェー	10.9	57.5	70.8	21.5	72.8	72.1	26.9	57.0	76.2
スウェーデン	—	—	82.3	36.0	80.7	76.1	38.3	77.4	73.9

出典：*Nordic Statistical Yearbook 2000:74, 140.*

（ただし、女性労働力率は、16~64歳の女性人口全体に占める16~64歳の女性就労者の割合）

5. 「緑の福祉国家」モデル

スウェーデンでは社会民主党が他の政党に比べて圧倒的な優位を維持してきたが、フィンランドでは主要政党とは社会民主党だけでなくフィンランド中央（旧農村党）と国民連合党を指す。現在の社会民主党の主導によるリッポネン第二内閣（1999年5月から現在）は、1991~1995年の保守政権（フィンランド中央の主導、国民連合党も参加）の後を受けて成立したリッポネン第一内閣（1995年から1999年）が続投しているものである。リッ

ボネン内閣は、フィンランド中央を除く多数の政党が連合政権に参加しているという意味で「虹の内閣」とも呼ばれる。リッポネン第一内閣は、グリーン連合という緑の党をも含んでいた点で「緑化した虹の内閣」でもあった。グリーンは正式に政党としては既に1980年代から国会の議席を獲得してきたが、1990年代に入り総選挙での得票を伸ばし続け、リッポネン第一内閣においては、小規模政党ながらも与党政党として主に社会民主党や左派連合（旧共産党系）との連携を通じて、環境問題のみならず社会政策の展開にも深く関与した。

リッポネン第一・第二内閣は、社会民主党と保守系の国民連合党の政権協力を基盤としている点で、当初から多元化の要素を多分に含んでいるが、こうした緊張関係を単に右派と左派との二項対立と捉えるべきではない。フィンランドの場合、政治イデオロギーからすれば調和が困難であるような政党が連合政権を形成することは最も1990年代に始まったことではなく、1960年代以降、農村党系のフィンランド中央と社会民主党とが、通称、赤土内閣と呼ばれる連合政権をしばしば形成してきた。1990年代以降と1960年代との決定的な相違としては、現在のフィンランドは、農村党系の大統領が長く君臨し、旧ソ連との関係への特別な配慮が必要とされた過去の時代から、急速に遠ざかりつつある点が指摘できよう。

1990年代以降のフィンランドは、大量失業と経済のマイナス成長を経験した後、情報産業の牽引力によって1990年代後半からは経済成長を遂げるに至っている。この好況で恩恵を受けている人々もいれば、産業の構造変化への対応が困難であるために長期失業を脱することができない人々もいる。こうした状況で、社会的連帯や平等という言葉の空洞化も進み、格差と個別化を容認せざるを得ない³⁷⁾。Osmo Soininvaaraをはじめとして、研究者や政治家たちの一部は、フィンランドが1990年代半ばから後半にかけ景気回復から好況に転じたにもかかわらず、失業率は10%台を下らず、長期失業の問題も解消されていないことから、IT産業を主軸とする経済成長が構造的な失業問題を克服するだけのメリットをもたらしていないと指摘している³⁸⁾。

Osmo Soininvaaraは、フィンランドのグリーン連合の元閣僚であり、リッポネン第一内閣で基本サービス大臣（社会保健省）を務めた実績があり、近年、基礎所得構想を提唱している。これは社会政策の緑化とも呼ばれ、現時点では理論的試案の段階ではあるが、脱近代化プロジェクトとして生態系にも配慮した人間社会の持続的発展を念頭に置いた基礎所得（BI）論が一部の研究者や専門家たちによって議論されている。こうした基礎所得は、基礎所得の導入によって従来の社会保障給付を最終的には廃止するという構想が示され、ヨーロッパの社会政策研究者の一部によって理論的な議論が展開してきた。基礎所得の構想については、働くことの意味や質を問い合わせることを出発点として、一部の就労者に集中しがちな長時間労働の緩和と解消を通じて、「貧困なき完全雇用」を目指すという論点が近年の研究者たちの関心を集めている³⁹⁾。ここで、貧困とは単に経済的困窮にとどまらず、失業を契機として起りうる社会的排除が問題とされる。

基礎所得について、グリーンたちが支持を表明しているのは主に2つの根拠があるとされる。第一には、基礎所得によって現行のような労働契約に基づく賃金労働への人々の依存度を下げることで無償労働（ボランティアやケア）のインフォーマル経済の意義を高めると期待される。第二には、現行の雇用、社会給付、税制と比べれば、基礎所得は個人の

自由と安定を高めるであろうと考えられている⁴⁰⁾。基礎所得は、経済学者Milton Friedmanが既に1960年代に個人の自由を強調する立場から基礎所得を提唱した流れを汲みながらも、それにとどまらず、ケア労働のように、人間社会の存続からすれば必要不可欠でありながら無償または経済的報酬の小さい労働として経済的評価が低いものについて、その意義や価値を高める可能性を含んでいる。持続可能性という課題とともに、ケア労働に係わるジェンダー格差、市場経済や産業構造による社会的排除への取り組みの一つの選択肢として、基礎所得構想はスカンジナビア・ルートの将来展望に関する議論において今後も検討が続くであろう。

結語

スカンジナビア・ルートについての議論は、ともすると規範的であり広義の福祉としての社会サービスの整備と充実に关心が集中しがちでもある。1990年代から福祉国家理論をリードしてきたGøsta Esping-Andersenの福祉レジーム理論は、福祉について家族、国家、市場の間の分担における重心の置き方の違いから3つの福祉レジームを論じてきた⁴¹⁾。これに対する批判的見解は、ジェンダーやケアの視角からの議論が不十分という点が主であった。北欧の福祉国家の展開からすれば、確かに、スカンジナビア・ルートを社会保障と社会サービスの先進ケースと位置づけ社会民主レジームとみなすこともできる。しかし、そうした解釈にはステレオタイプも含まれ、近年および現在の北欧の福祉国家の状況にはそぐわない面もある。福祉レジーム論からすれば社会民主レジームは主にスウェーデンを指しているが、北欧の福祉国家間の類似性と相違についても精緻な議論が行なわれなければならない。既に福祉レジーム論そのものが北欧諸国を異なる福祉レジームに範疇化し、例えばフィンランドは社会民主レジームではなくコーポラティスト・レジームに分類されている。また、多様な要因を指標に組み込んでいる福祉レジームは、特定の福祉国家ではなく3つの福祉レジームについての考察であり、個々の福祉国家が特定の福祉レジームに適合しているか否かという点について批判的な見解が少なからず示されてきた。

北欧の政治文化の特性として政治的妥協が長らく指摘されてきたが、北欧型福祉国家の代表格とされるスウェーデンでは社会民主党の勢力が強力であるために北欧全体について社会民主主義のイメージが強調されがちである。政党政治と財界との合意形成における現実主義的な合意や妥協は、政策形成の政治制度に関する研究を通じて論考されてきた⁴²⁾。一方、近年の北欧各国での政策展開からすれば、従来の社会民主主義的な福祉国家の維持か撤退かといった単純な論理からは把握しきれない変節がみられる。例えば、上述のように、フィンランドでは、多様な家族の希望にできるだけ柔軟に対応しようとして育児支援制度の多元化が実現している。この政策の形成過程には旧来の与党間の政治的妥協がみられるが、具体的な政策面での選択肢の多元化は、社会民主党のイニシアティブに焦点を絞る政治戦略・制度研究アプローチだけでは把握し切れない。スウェーデンやフィンランドの事例が示唆するように、北欧諸国間の主要政党や政党の連合政権への参加状況からすれば、類似性よりはむしろ多様性が指摘されている⁴³⁾。

社会連帯、社会的公正や平等、といった社会民主主義的な政治イデオロギーに代わって、1990年代に北欧諸国を含め多くの先進国で強調されてきたのは、選択の自由、個別化、格差の容認であった。それでも、今日の北欧において、社会連帯や平等が全面的に否定さ

れているわけではない。ジェンダー・バイアスを意識し、ジェンダー・フリーを目指す北欧の福祉国家における政策上の選択肢の多元化と既存の政治イデオロギーとの関係については、より現実的な議論が必要である。つまり、スカンジナビア・ルートを平等と連帶を強調する政治イデオロギーとしての社会民主主義にのみ結び付け、社会民主政党のリーダーシップが強い政治文化の伝統がない社会にはありえないものとする見方は、誤解に基づいている。

日本では少子・高齢化や女性の労働力化が進んでいながら、ジェンダー・フリー化や介護の社会化についての政策的対応は端緒についたばかりである。日本社会は、男女の就労支援や家庭と仕事の両立の在りようについて大きな転機に直面している。小泉内閣の掲げる「保育所待機児童ゼロ作戦」といった少子化対策や2003年の税制度改革による配偶者特別控除の撤廃といった動きは、社会の共働き化の容認と追認という点では北欧的もある。ただし、日本の場合、異質な複数与党から構成される連合政権による政策策定の政治慣行について、北欧諸国ほどには長年の経験がないため、社会政策における多元化に至るまでにさらに時間を要するかもしれない。また、北欧型福祉国家の特性でもあるテクノクラート官僚と市民の信頼関係や福祉国家に寄せる社会の信頼という点でも、日本は多くの問題をかかえている。さらに、基礎所得は、大量失業を伴う経済不況の克服後のフィンランドを中心に、景気回復から取り残された長期失業者たちについてどのように社会統合を図るかという問題意識から議論されている。これは、生態系保護やケア労働の再評価といった極めてグローバルな課題にも係わる大きなテーマであり、今後もこの議論の展開に注目したい。多様化と個別化を共通の課題としながら、各国での展開はそれぞれ異なる。スカンジナビア・ルートについても、単一の方向性や論理としてではなく、社会関係や経済情勢が変化していく中で常に近未来を視野に含めた社会戦略の模索として理解する必要がある。

註

- 1) 大沢真理 2001「福祉国家と平等—社会政策の比較ジェンダー分析の立場から—」社会政策学会（編）『「福祉国家」の射程』社会政策学会誌第6号、ミネルヴァ書房 109。
- 2) 永山泰彦 1999「社会保障の歴史」丸尾直美・塩野谷祐一（編）『先進諸国の社会保障5：スウェーデン』東京大学出版会 124-145。
- 3) 永山 *op. cit.* 125.
- 4) Kautto, Mikko et al. 2001 "Introduction: How Distinct Are the Nordic Welfare States?", Mikko Kautto et al. (eds.) *Nordic Welfare States in the European Context*, London & New York: Routledge (1-18), 11; Elingsatter, Anne Lise 1998 "Dual Breadwinner Societies: Provider Models in the Scandinavian Welfare States." *Acta Sociologica. Journal of the Scandinavian Association*, Vol 41, No. 1 59-73; Sipila, Jorma et al. 1997 "A Multitude of Universal, Public Services - How and Why Did Four Scandinavian Countries Get their Social Care Service Model?", Jorma Sipila et al (eds.) *Social Care Services: The Key to The Scandinavian Welfare Model*, Aldershot: Ashgate 27-50.
- 5) Notermans, Ton 2000 "Europeanization and the Crisis of Scandinavian Social Democracy." Robert Geyer et al (eds.) *Globalization, Europeanization and the End of Scandinavian Social Democracy?* Basingstoke: Macmillan 23-44.
- 6) Elingsætter, Anne Lise 1999 "Dual Breadwinners between State and Market." Rosemary Crompton (ed.) *Restructuring Gender Relations and Employment. The Decline of the Male Breadwinner*, Oxford:

- Oxford University Press (40-59) 41.
- 7) Gould, Arthur 2001 *Developments in Swedish Social Policy. Resisting Dionysus*, Basingstoke: Palgrave 1, 5-6。Foucaultはウプサラ大学時代に『狂気の歴史』(*Histoire de la Folie*)の執筆を開始したが、当時のウプサラ大学では実証主義が社会科学の主流であり、Foucaultの研究スタイルやその博士論文は受け入れられなかった (Gould *op. cit.* 198)。今日でも、スウェーデンの社会科学では実証主義が強い影響力を維持しているが、これは、社会調査や測量によるデータ収集を通じての福祉国家への貢献がスウェーデンの社会科学にとっての存在意義とされてきたためであろう。
 - 8) 例えば、「福祉国家に批判的で、それに期待を抱いていない」という立場もある。上野千鶴子 2001『上野千鶴子対談集: ラディカルに語れば...』平凡社, 297-298。
 - 9) 8桁の番号のうち、初めの4桁は生年月日（正確には、日、月、西暦年の順）であり、末尾の4桁は他の数字（最後にアルファベット1文字を含む場合もある）である。これは、フィンランド国民だけでなく定住外国人にも付与される。
 - 10) Baldock, John 2000 “Culture: The Missing Variable in Understanding Social Policy?”, Nick Manning and Ian Shaw (eds.) *New Risks, New Welfare. Signposts for Social Policy* (121-136) 123.
 - 11) Baldock *op. cit.* 125.
 - 12) Baldock *op. cit.* 126.こうした議論との関連で、Baldockは、英国について、政治家や政策決定者たちは自らがどのように振るまい失敗したかについての膨大な研究文献から学ぼうとはしない、あるいは、研究成果を利用することができないと指摘し、こうした失敗についての無自覚こそが組織の文化の核心であり制度全般にも広くあてはまるとして述べ、研究者としてのジレンマを露にしている。
 - 13) Baldock *op. cit.* 131.
 - 14) Baldock *op. cit.* 131 より引用。
 - 15) Gould *op. cit.* 11.
 - 16) Tilton 1979, Gould *op. cit.* 9 より引用。
 - 17) Ginsburg, Noman 2001 “Sweden: the Social-Democratic Case”, A. Cochrane & J. Clarke (eds.) *Comparing Welfare States: Britain in International Context*, London: Sage Publications 参照。
 - 18) Gould *op. cit.* 183.
 - 19) Gould *op. cit.* 192-195.
 - 20) Daun 1996 2, Gould *op. cit.* 190 より引用。
 - 21) Smith, Alex Duval & Zaremba, Maciej 1997 “Eugenics scandal rocks Nordic States”, *Guardian Weekly*, 31 August 1997 (<http://www.guardian.co.uk/gweekly/eugenics.html>)
 - 22) Virtanen, Matti 1997 “Ruotsin rodunjalostajien aate Britanniasta”, *Helsingin Sanomat*, 31.08.1997 (http://www.helsinginsanomat.fi/sbin/iarecord?NS-searchset=/35064/aaaa002Me0647_ca&NS-doc-offset=1&)
 - 23) Broberg, Gunnar & Tyden, Mattias 1996 “Eugenics in Sweden: Efficient Care.” Gunnar Broberg & Nils Roll-Hansen (eds.) *Eugenics and the Welfare State. Sterilization Policy in Denmark, Sweden, Norway and Finland*, Michigan: Michigan State University Press (77-149) 114.
 - 24) Broberg & Tyden *op. cit.* 114-115.
 - 25) Broberg & Tyden *op. cit.* 102-103.
 - 26) Broberg & Tyden *op. cit.* 104-105.
 - 27) 上野 *op. cit.* 298.
 - 28) ただし、この時点でのスウェーデンでのノーマリゼーションの議論は、主に、中度の障害者を対象とするもので、支援を受けた結果、生産能力が増加し、自己支援能力も向上する人々を想定していた。就労の見込みのない重度障害者については、当時は施設生活からの解放の可能性は極めて小さかった。

- 29) 永山 *op. cit.* 125.
- 30) Laatikainen, Katie Verlin 2000 "Equality and Swedish Social Democracy: The Impact of Globalization and Europeanization." Robert Geyer et al (eds) *Globalization, Europeanization and the End of Scandinavian Social Democracy?* Basingstoke: Macmillan (139-165) 139.
- 31) Oftung, Knut 1998 "Men and Gender Equality in the Nordic Countries." *Men and Gender Equality - New Challenges*, TemaNord: 1998: 558, Nordic Council of Ministers, Copenhagen 39-40.
- 32) Oftung *op. cit.* 28-29.
- 33) Oftung *op. cit.* 30.
- 34) Sainsbury, Diane 1999b "Gender and Social Democratic Welfare States." *Gender and Welfare State Regimes*, Diane Sainsbury (ed), Oxford University Press 75-114.
- 35) フィンランドについては、高橋睦子「子育て支援の多元化 — フィンランドの家族政策の展開を中心に」『社会政策研究』vol. 2, 72-92。
- 36) 西澤秀夫 他 1999 「デンマークの社会福祉」『世界の社会福祉: デンマーク, ノルウェー』209。
- 37) 高橋睦子 2000 「テクストとしての福祉国家 — フィンランド福祉国家の言説分析」『IDUN』vol. 14 (大阪外国語大学デンマーク語スウェーデン語研究室), 403-415。
- 38) Soininvaara *op. cit.* 150-154.
- 39) Soininvaara, Osmo 1999 *Täystyöllisyysteen ilman köyhyyttä*, Helsinki: Art House 147-171.
- 40) Fitzpatrick, Tony 2002 "With No Strings Attached? Basic Income and Greening of Security" Tony Fitzpatrick & Michael Cahill (eds.) *Environment and Welfare. Towards a Green Social Policy*, Basingstoke: Palgrave, (138-154) 143. また、働くことの意味については、Beck, Ulrich 2000 *The Brave New World of Work*, Cambridge & Oxford: Polity (Translated by Patrick Camiller from the original work entitled *Schone neue Arbeitswelt. Vision Weltburgergesellschaft* published by Campus Verlag in 1999)。
- 41) Esping-Andersen, Gøsta 1990 *The Three Worlds of Welfare Capitalism*, Princeton, New Jersey: Princeton University Press; Esping-Andersen, Gøsta 1999 *Social Foundations of Post-Industrial Economies*, Cambridge: Cambridge University Press.
- 42) 宮本太郎 1999 『福祉国家という戦略: スウェーデンモデルの政治経済学』法律文化社および 渡辺博明 2002 『スウェーデンの福祉制度改革と政治戦略: 付加年金論争における社民党の選択』法律文化社 参照。
- 43) Kosonen, Pekka 1998 *Pohjoismaiset mallit murroksessa*, Tampere: Vastapaino.

キーワード：スカンジナビア・ルート 溫情主義 平等 社会民主主義 選択の自由
多元化 緑の福祉国家

(TAKAHASHI Mutsuko)